

第 28 回社会福祉士国家試験の合格基準及び正答について

1 合格基準

次の 2 つの条件を満たした者を合格者とする。

(1) ア 総得点 150 点に対し、得点 88 点以上の者（総得点の 60% 程度を基準とし、問題の難易度で補正した。配点は 1 問 1 点である。）

イ 試験科目の一部免除を受けた受験者

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 5 条の 2）

総得点 67 点に対し、得点 38 点以上の者（総得点の 60% 程度を基準とし、問題の難易度で補正した。配点は 1 問 1 点である。）

(2) (1) のア又はイを満たした者のうち、(1) のアに該当する者にあつてはから の 18 科目群、イに該当する者にあつてはから の 7 科目群すべてにおいて得点があつた者。

人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム
 現代社会と福祉 地域福祉の理論と方法 福祉行財政と福祉計画 社会保障
 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 低所得者に対する支援と生活保護制度
 保健医療サービス 権利擁護と成年後見制度 社会調査の基礎 相談援助の基盤と
 専門職 相談援助の理論と方法 福祉サービスの組織と経営 高齢者に対する支援
 と介護保険制度 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 就労支援サービス、
 更生保護制度

2 正答

【社会福祉士・精神保健福祉士共通科目】

人体の構造と機能及び疾病

問題番号	1	2	3	4	5	6	7
正 答	5	4	5	3	1	2	1

心理学理論と心理的支援

問題番号	8	9	10	11	12	13	14
正 答	2	5	1	2	1	4	3

社会理論と社会システム

問題番号	15	16	17	18	19	20	21
正 答	3	1	2	4	2	4	5

現代社会と福祉

問題番号	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
正 答	1	4	3	3	4	5	4	1	2	2

地域福祉の理論と方法

問題番号	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
正 答	5	2	1	1	3	2, 4	3	1	4, 5	5

福祉行財政と福祉計画

問題番号	42	43	44	45	46	47	48
正 答	5	2	4	2	1	3	4

社会保障

問題番号	49	50	51	52	53	54	55
正 答	1	2	5	3	4	5	2

障害者に対する支援と障害者自立支援制度

問題番号	56	57	58	59	60	61	62
正 答	3	4	1	5	3, 5	2	1

低所得者に対する支援と生活保護制度

問題番号	63	64	65	66	67	68	69
正 答	4	2	1	3	なし	4	5

保健医療サービス

問題番号	70	71	72	73	74	75	76
正 答	4	5	1	2	1	2, 3	4, 5

権利擁護と成年後見制度

問題番号	77	78	79	80	81	82	83
正 答	4	5	2	3, 5	1	4	3, 5

【専門科目】

社会調査の基礎

問題番号	84	85	86	87	88	89	90
正 答	4	2	1	3	1	4	1, 5

相談援助の基盤と専門職

問題番号	91	92	93	94	95	96	97
正 答	2, 3	3	1	4, 5	5	1	1, 3

相談援助の理論と方法

問題番号	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108
正 答	2	2	5	3	2, 4	5	1, 4	2, 5	2	4	1
問題番号	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	
正 答	4	3	5	1	4	2, 3	4	1	3	3, 5	

福祉サービスの組織と経営

問題番号	119	120	121	122	123	124	125
正 答	4	5	1	2	3	2	4

高齢者に対する支援と介護保険制度

問題番号	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135
正 答	5	2	4	1, 4	3	3	1, 3	1, 5	3, 5	4

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

問題番号	136	137	138	139	140	141	142
正 答	3	4	5	1	2	なし	3

就労支援サービス

問題番号	143	144	145	146
正 答	1	3	2	5

更生保護制度

問題番号	147	148	149	150
正 答	5	3	4	2

第28回社会福祉士国家試験における正答の取扱いについて

午前 問題67

問題67 事例を読んで、生活保護を受けているHさんの現在の社会保険の適用について、正しいものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Hさん(58歳,男性)は週当たり40時間労働のU社の正社員であったが、持病が悪化し、U社の業績不振もあり、週当たり12時間労働のパート社員となった。Hさんは賃金が大幅に下がり、蓄えも底をつき現在は生活保護を受けている。なお、Hさんを扶養する者はいない。

- 1 国民年金の第二号被保険者である。
- 2 市町村が行う国民健康保険の被保険者である。
- 3 介護保険の第二号被保険者とはならない。
- 4 雇用保険の被保険者である。
- 5 労働者災害補償保険の対象とはならない。

採点上の取扱い

全員に得点する。

理由

選択肢1については、第一号被保険者となるため、誤りである。

選択肢2については、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者とならないため、誤りである。

選択肢3については、退職時に本人の申出によって、健康保険法の任意継続被保険者となることや、その可能性を打ち消す記述が本事例文にないため、正しいとすることはできない。

選択肢4については、一週間の所定労働時間が20時間未満である者は、雇用保険法の適用を受けないため、誤りである。

選択肢5については、労働者災害補償保険は労働者に適用され、労働者は労働時間や生活保護法の適用関係とは無関係に決せられるため、誤りである。

したがって、正答となる選択肢がない。

午後 問題 1 4 1

問題 141 事例を読んで、本件の通告先として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

中学3年生の男子(15歳)が、商店で食料品(1,200円相当)を盗み、被害届が出されて警察に補導された。特に食べるものに困っていたわけではないが、軽い気持ちで万引きしてしまったと供述している。

- 1 市町村
- 2 児童相談所
- 3 検察官
- 4 家庭裁判所
- 5 都道府県公安委員会

採点上の取扱い

全員に得点する。

理由

万引き(窃盗)をした当該少年の取扱いについては、警察は、検察官に「送致」することになる。

したがって、「通告先」を問う本問題は成立しない。